

# 道路工事施行承認申請書

第 号

年 月 日

荒川区長 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先TEL \_\_\_\_\_

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名		歩道・車道・その他 ( )
	場所		
工事概要	工事種別		施工数量
	<input type="checkbox"/> L形側溝 (一時・永久)	延長	m
	<input type="checkbox"/> 歩道切下げ (一時・永久)	延長	m
	<input type="checkbox"/> 街路樹移植 (一時・永久)	種類	
	<input type="checkbox"/> 防護柵撤去 (一時・永久)	延長	m 本
	<input type="checkbox"/> 街路灯移設 (一時・永久)	本数	基
	<input type="checkbox"/> その他		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
施工方法	直営・請負	施工業者 業者名	住所 担当者 連絡先TEL
添付書類	案内図、現況平面図、計画平面図、計画構造図 (L形側溝・補強・道路)、請書 現況写真、その他 ( )		
備考			

## 記載要領

- ① 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- ② 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、街路樹移植等の該当する工事内容の□の箇所をチェックし、「一時・永久」については、該当するものを○で囲むこと。なお、一時とは仮設置等の施工であり、永久とは完了形の施工である。また「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。
- ③ 「施工場所」の欄には、住居表示を記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については該当するものを○で囲むこと。
- ④ 「工事期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- ⑤ 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨を記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- ⑥ 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。
- ⑦ その他必要な事項については、「備考」欄に記載すること。  
(例) 道路の状況、道路区域の変更の有無等

# 請 書

今般、本申請による自費工事の施行及び、この箇所の使用に際しては、下記の事項を遵守します。

## 記

- ① 本工事中道路構造物及び道路附属物を損傷した時は、申請者の負担により原状に復します。
- ② 本箇所使用中は、絶えず良好な状態に施工場所を維持管理するとともに、使用完了後は貴区に届出のうえ、その指示に従い申請者において原状に復します。
- ③ 本工事中及び本箇所使用中は貴区係員の指示に従うとともに、将来道路管理上支障となるときは、申請者の負担により構造変更又は原状に復します。

年 月 日

荒 川 区 長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

# 工事仕様書

- 1 工事は責任施工し、完了届を提出します。
- 2 工事は、承認条件、添付図書及び仕様書に基づき施行します。
- 3 掘削土又は工事用機械等で消火栓、制水弁、ガス開閉弁及び各種人孔等に支障を及ぼすことがないようにします。
- 4 工事の施工により生じた残土、廃材等は、排水の疎通を阻害し、又は汚染の原因とならないよう、その都度後片付けを行い清掃を励行します。
- 5 工事の騒音、振動については、十分に注意し、周辺住民に迷惑を及ぼさないように致します。
- 6 工事の施工による苦情又は第三者に損害を与えた場合は、責任をもって解決または賠償します。
- 7 防護柵のとり外し又は復旧にあたっては、損傷及び汚損のないように取り扱います。
- 8 工事は次の区分により施行します。
  - (1) 公私境界ブロックの位置及び高さは変更しません。
  - (2) 掘削は、添付図のとおり掘り下げランマー又はその他の転圧機で十分転圧します。
  - (3) コンクリートは十分練り混ぜ、よく突き固めます。
  - (4) コンクリートの平板の敷き並べは、十分据え付けます。
  - (5) コンクリートの表面は、木コテ及び刷毛引きをもって仕上げます。
  - (6) 角材は、平滑に敷き並べ番線又はボルト締めを施し、はね上がり、はたつきのないようにします。
  - (7) 道路及び道路附属物に付加された物件等は、この工事の竣工検査合格時において道路管理者に無償で帰属します。